

長屋王家と万葉歌

八 木 充

古代の文学作品が、同時に文献史学のかげがえのない貴重な歴史史料にはかならないことは、あらためて述べるまでもない。むしろ国文学・国語学と歴史学は研究対象となる歴史遺文を共有しながら、それぞれ独自の方法や研究史に依存して、固有の専門領域のテーマ解明につとめてきた。

『万葉集』の作品理解には、国文国語学からのアプローチがあり、また古代史なりの読み方でもできようが、このいわば隣接科学間の『協業』は、単に作者・作品の歴史的背景を明らかにし、『万葉』を社会や時代と結びつけるだけにとどまらない。『万葉』をめぐるさまざまな歴史的事実にたいする共通の認識を分かちもつことが、両者にとつての『協業』の基礎作業ではないかと思うのである。

近年、木簡資料が各地で出土し、とりわけ平城京左京三条二坊の「長屋王宅」から、従来発見された木簡総数に匹

敵する膨大な木簡が一挙に出土した。この新しい木簡群から読みとれる多様で豊富な史料的内容は、今後いつそう究明されなくてはならないが、幾多の課題のなかで、木簡が使用された七一〇年代、長屋王宅ははたしてどこに営まれ、長屋王家の家族構成はどこまで復原ができるのか、また木簡の用語は、いかに解釈されるのか、きわめて限られた範囲内で、「長屋王家木簡」に関する基礎的検討を試みてみたい。当木簡の吟味をつうじて導き出されるささやかな知見は、長屋王をはじめ、その家族と『万葉』をとり結ぶ基礎的事実を提供することになり、長屋王家とその万葉歌をより包括的に論じうる機縁ともなりうるであろう。さらに長屋王宅の所在を明確にすることは、万葉歌をつくり出した王家の人々の生活の場と家族組織のあり方に、おのずから探求の目を向けさせることとなる。

文学に通じない一介者であるが、今回機会を与えられたので、あえて『万葉』を題目とする私見を述べることにする。

一

神龜六年(七二九)二月、左大臣正二位長屋王は、左道を学び国家を傾ける謀反を事由に、王宅を囲まれ、窮問のち自尽した。それに座して妻室と子も経死したが、多くの昆弟・姉妹・子孫・妻妾は罪をゆるされ、ことごとく赦免の処置がとられたという。

長屋王はいまでもなく天武皇子高市の長子であり、生年は『懷風藻』による天武五年(六七六)(五四歳没)と『公卿補任』の同十二年・十三年(四七歳・四六歳没)の所伝がある。天武十三年誕生説の傍証とされる慶雲元年(七〇四)正月での正四位上の初叙年齢を二一歳時とする推測は十全でなく、他方高市は白雉五年(六五四)あるいは翌齊明元年の生まれ(『補任』)からみて、天武五年説は十分傾聴できる。大宝律令施行直後の慶雲元年叙正四位上から、和銅二年(七〇九)十一月宮内卿(従三位)、三年四月式部卿(同)、靈龜二年(七二六)正月、正三位、三月大納言、養老五年(七二二)正月従二位・右大臣、神龜元年(七二四)二月、聖武即位後正二位・左大臣となって、太政官最

高の地位についた(舎人親王は同年齢で、持統九年浄広式、慶雲元年二品、天平七年没)。父高市は持統四年(六九〇)太政大臣(浄広菴)となり十年薨じた。

母は、『尊卑分脈』高階真人項に「御名部親王女」、「本朝皇胤紹運録」は「夫持娘、御名部親王女」といい、天智と蘇我石川麻呂女姪娘(桜井娘)の女、御名部皇女の所生となる。一方、『公卿補任』和銅二年条に「近江天皇女」とあり、「二代要記」甲集に、長屋王の母を「近江朝天皇女御名部皇女」、また天皇の女御名部皇女を「母、姪娘、配高市皇子、生長屋王」と記す。「分脈」の御名部親王女を、新訂増補国史大系本は「親王恐当_下撰_上書紀・補任_二作_上皇」と校注し、もともと皇女であったのを親王女と写書したとみたようで、それも一案であり、別に親王女を親女王と解し、内親王から説明することもできよう。仮りに御名部内親王の女を長屋王の母とすれば、父母の年齢差がおよそ二〇歳前後となってしまう。御名部内親王は高市の室で、長屋王の親母であったと認めてよい。正史上、『日本書紀』天智七年二月条の天智の皇妃・子女記事と『続日本紀』慶雲元年正月条の増封記事に、その名をとどめるにすぎない。高市の子は、長屋王のほか弟鈴鹿王、妹に宝龜十年(七七九)十二月正三位で薨じた河内女王が知られる。

長屋王の嫡妻は、草壁皇子と御名部の妹阿倍(閉)皇女

の女吉備女王（弟文武即位で内親王）で、靈龜元年（七一五）二月三品として初見、神龜元年二月二品に叙せられ、六年長屋王に殉じた。ともに自経した人々にその男膳夫王・桑田王・葛木王・鈎取王などがいる。その他「長屋王昆弟・姉妹・子孫及妻等」（『統紀』天平元年二月己卯条）と一括された近親者のなかに、妾藤原不比等の女（神龜元年二月丙申条の藤原朝臣長娥子か。同条の智奴女王を新日本古典文学大系『続日本紀 二』岩波書店、平成二年は、長屋王の妻妾かと注釈するが根拠に乏しい）とその子安倍王・黄文王・山背王・教勝が知られる。橘奈良麻呂の変のさい安倍・黄文王は謀反したが、山背王は事変を通告して母姓を与えられ藤原朝臣弟貞を名のった（『統紀』天平宝字七年十月丙戌条）。また長屋王の女に圓方女王がみえ（同宝龜五年十二月丁亥条に薨伝）、さらに『万葉』卷八、一六一三番の題詞下に「賀茂女王謠一首長屋王之女。母曰阿倍朝臣也。とあつて、阿倍朝臣女と賀茂女王の母子を伝える（『続日本紀 二』同上）は、左注に「右謠或云、椋橋部女王作、或云笠縫女王作」とあるので、両女王とも長屋王の女である可能性を指摘する）。さらに『統紀』天平九年十月庚申条は、聖武が平城宮南苑に出御し、「授從五位下安倍王從四位下」、无位黄文王從五位下、從五位下圓方女王・紀女王・忍海部女王並從四位下」（龜田隆之「親王・王の子の叙位について」『続

日本紀研究』九一四・五・六・七により補訂）と記す。前月鈴鹿王が四代目の知太政官事に任じられ、さきに赦除された長屋王の子女の一部が一斉昇叙となったのであろう。紀女王・忍海部女王もまた王の女とみることができると。

以上、長屋王の父母・弟妹・子女を『統紀』『万葉』などからあつめたが、これとは別に系図類から子女を挙げると次のようになる。『二代要紀』に桑田王・栗原王・安君王・山背王・朝妻王・安倍王・賀茂女王（母石川虫丸女）・藤原弟貞（母不比等女）、『紹運録』に桑田王（母石川虫丸女）・栗原王・安君王・山背王・朝妻王・安倍王・賀茂女王（母阿倍）・藤原弟貞（賜母姓）とある。*印を付したのは、既出の史料に伝わらない人名である。ほかに新しい記述は『紹運録』が神龜六年自害した桑田王の母を石川虫丸女と注する点である。妾石川は他見しない。また子女のうち母が不明なのは、圓方女王・紀女王・忍海部女王・安君王・朝妻王となる。もちろん記録に逸せられた長屋王の妻子を想定する必要があるが、これだけでも当時の皇親家のなかで、天武の皇子中、舍人・長の一族とならぶ有力な家門を形成したことを示している。

ただこれらの構成員が同時期に存在したわけではなく、神龜六年、長屋王・吉備内親王と膳夫王以下を失い、また和銅・靈龜年間、子女の多くはまだ成年にたつていなかった

た（不比等の女との婚姻は、子安宿王が天平九年九月從五位下の初叙からすると、靈龜のころではないか）。高市皇子は太政大臣となり、実質上皇太子的地位にあつたため、皇太子草壁皇子尊にたいし、後皇子尊の尊号をえた。また長屋王は藤原不比等の没後右大臣・左大臣となつて、太政官の最高位にあつた。黄文王・安宿王が橘奈良麻呂の陰謀計画で即位候補にたてられたことは周知のとおりである。後皇子尊家は、奈良朝政治の展開過程で、天皇と結びつき天皇と対立しながら、皇親家として盛衰の軌跡をたどつた。

長屋王の公私の生活の場となつた邸宅の所在地に關し、佐保の地域であつたことが広く認められている。『万葉』巻八、一六三七・一六三八番の元正太上天皇と聖武天皇の歌の左注に、「右聞、御在左大臣長屋王佐保宅」、肆宴御製」とあり、佐保宅とよばれたことは明らかである。『懷風藻』は、長屋王宅を「長屋王宅」（一）、「長王宅」（50以下一六か所）、あるいは作玉楼（69）、「宝宅」（68）と表記し、詩作・饗宴の会場となつたことを示す。いずれも佐保の宅を意味する。うち新羅使節を迎えた遊宴のときの詩一〇首は、ひとしく長王宅で作られた。また神龜五年長屋王発願大般若經の跋文末尾に、「檢校使作宝宮從六位上勲十二等次田赤染造石金」の位置がみえる（『大日本古文書』一四一六）。

「宝宮ヲ作ル」とも読めるが、作宝宮が佐保宮を指すので

あろう。

『万葉』に佐保・佐保山・佐保川・佐保道などをよみ込んだ歌は、例示にいとまがない。聖武と皇太夫人宮子・皇后光明子の陵墓は、それぞれ佐保山の南・西・東陵とよび、佐保丘陵麓に當まれた。佐保の地は、佐保山から佐保川上中流域一帯に広がり、平城京東北区域までを包含したのであろう。京域に接する地区が貴族官人層の居住地で、大伴旅人の父安麻呂を佐保大納言（『万葉』巻四、五二五番以下の左注など）、藤原房前を佐保殿（『今昔物語』本朝、二二一—二二）と称した。長屋王もまた佐保左大臣（『分脈』高階、『紹運録』）と号したという。少なくとも長屋王願經の神龜五年、あるいは聖武らが王宅に出御した時期、また新羅使を迎えた秋期に、佐保に長屋王宅が經宮されたことは、否定できない。

平城京左京一条三坊一五・一六坪の発掘調査が、昭和四十四年国道24号線バイパス建設にともない、奈良国立文化財研究所によつて行われた。奈良県立一条高等学校とウワナベ古墳南外堤に接する二坪分東半部から、七一〇年から二〇年代にかけて、政府が造作した親王級の邸宅跡が発見され、当時の政權構成者からみて、長屋王宅が有力な候補になるといふ（奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告VI』昭和五十年）。長屋王佐保宅に比定しうる遺跡が検出

されたこととなり、佐保宅の文献記述が具体性をおびてきた。二〇年代に廃絶したらしいから、七二九年非業の死を賜わった事情とよく符合する。

長屋王の謀反が発覚した八日後、事後処理の一環として、左大弁石川石足らを王弟鈴鹿王宅に遣わして勅を宣した。

鈴鹿王の旧宅は、のちに称徳の瑩域に使用され(『統紀』宝龜元年八月条)、右京北辺二坊北端の高野山陵(現奈良市山陵町)に治定されている。後皇子尊家流でありながら、嫡子と庶子は別宅を構え、別産・別経宮の自立的な家を形成、維持したこととなる。

長屋王宅が佐保にあつたとされるのにたいし、奈良国立文化財研究所の昭和六十一年(平成元年)にわたる平城左京三条二坊一・二・七・八坪の発掘調査は、『第一の長屋王宅』を提起することになった。四坪に広がる敷地と六期に分けられる建物変遷のなかで、とくに七一〇年代の第一期は三区画に大別でき、中央内部には7×5間の正殿をはじめ9×2間・13×2間の脇殿などが配置される居住空間を再現せしめた。さらに八坪東南隅の溝SD四七五〇からは約四万点にのぼる大量の木簡が出土し、それらの木簡釈文から、この一画に長屋王家令所と長屋王の邸宅が所在したことが推定されるにいたったからである(奈良国立文化財研究所『平城京長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館、平成三年)。

ではこの左京三条二坊の西北地区が、はたして長屋王宅であるか、『万葉』『懷風藻』にみえる左大臣長屋王宅と新出の王宅とは、どのように整合的に理解できるのか、さらには、長屋王の近親者はどこで、どのようなメンバーで生じたのであろうか。

二

長屋王木簡では、邸内で発給した米飯支給用の伝票木簡と、一つの家令所から他の家令所にあてた物品(人・物)請求の文書木簡が、特色ある一群を形づくる。後者の木簡は、家令所官人が発給者として記名し、前者の木簡には家令所官人が発給する場合とそうでない場合がある。しかも伝票木簡の発給者、つまり支給責任者はウジを書かず、名のみ記載し、邸内で使用されたことを物語る。

家令所官人名だけでは、直接家令所の本主はうかがえないが、公的家政機関である家令所は、律令国家から親王・内親王の一品(四品、諸王諸臣の一位(三位)にその設置を認め、品位階に応じた家令所官人の編成を規定したから、逆に家令所官人を手がかりに家令所の本主を推定することができる。いま、各品位階ごとの官人定員(養老家令職員令)を表示すると、次のとおりである(次頁)。

長屋王家木簡にみえる家令所官人は、それぞれ単独で記

表1 品位別家令官人一覧

一 品	家令	家扶	大従少従	大書吏少書吏
二 品	家令	家扶	家従	大書吏少書吏
三 品	家令	家扶	家従	書吏
四 品	家令	家扶	家従	書吏
一 位	家令	家扶	大従少従	大書吏少書吏
二 位	家令		家従	大書吏少書吏
正 三 位	家令			書吏 ²
従 三 位	家令			書吏

名する場合もあるが、とくに請求木簡では二官職以上を記す場合がある。例示すると(以下、木簡の出典は奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報二十一―長屋王家木簡一―」『同二十三―二―』、『同二十五―三―』の各排列順番号で略称する)。

・移 奈良務所専大物皇子右二処月料物及王子等

・公料米進出附紙師五月九日少書吏置始国足家令家扶

一―19

では、家令・家扶・少書吏(置始国足)が連名する。令規定を順守したとすれば、これらの家令所の本主は、一・二品または一位以外にはありえない。同じような家令の組み合わせは一―2、三―13にもみえる。また家令・家扶(一―1・16・25)、家令・家従(一―38)、家令・大書吏また

は少書吏(一―5、二―39)、家扶・家従(一―20・26、三―1・4・23)、家扶・大書吏または少書吏(二―9・30・35、三―8)、家従・少書吏(一―36)の連記がある。一方、書吏だけを支給責任者とする木簡が四三点(一―69以下、三―64以下)ある。三・四品と正従三位を本主とする家令所の復原が可能であるが、家扶・家従との組み合わせが皆無であつて、本主は正三・従三位に限定されることになる。

家扶・家従・大少書吏を含む家令所の本主に関し、先に検討を加えたので、その結論を必要な限りくりかえすと、このような家令所官人の組み合わせから導き出せる家令所の本主は、二・三・四品と二位と、とくに二品の可能性がもつとも高く、したがつて二品と、右に述べた三位の家令所が、膨大な木簡の発給にかかわつたとみなさざるをえないのである(『長屋王家木簡』と皇親家令所『日本史研究』三三三)。

ところで長屋王家木簡の内容が最初に公表された昭和六十三年以来、二つの家令所の本主をめぐつて、いくつかの見解が提示された。長屋王と吉備内親王、はじめ氷高内親王、即位後は妹の吉備内親王、阿倍内親王から即位後、女吉備内親王に伝領、また長屋王が父高市親王の家令所の格を継承、などの諸説である。これらは、二品の家令所にた

いし、吉備・氷高内親王をあて、あるいは高市親王家令所の家格を継承したと解する。SD四七五〇出土の木簡で年紀が判明するのは、和銅四年閏六月十五日（一一八二）以後、三カ靈龜□□四月廿□（三一205）以前でまとも、吉備内親王は遅くとも靈龜元年二月から神龜元年二月まで三品であり、氷高内親王は靈龜元年正月二品から一品となり、九月即位して元正となった。また家令所（淨広耆高市皇子）の継承がはたして当時行われたかどうか疑問がある。

考証的な作業に紙面をとることを当面避けたいが、どうしても無視できないのは、二品家令所の本主を吉備内親王としたときの次の木簡の理解である。

・吉備内親王大命以符 婢管入女進出□

・五月八日少書吏国足 家令 家扶 一—2

家令所官人の構成上、一・二品と一位を本主とする家令所と解釈するほかにかかわらず、三品吉備の大命を奉じた差出人は、吉備の家令所であったと主張されてきた。無理や矛盾を生じたのは、たしかに大命は吉備の意向を体したものの、木簡の差出人となったのは吉備本人ではなく、したがって三品吉備の家令所官人が吉備の命をうけたとはいいがたい点である。そのことを裏づけるのが、他の大（御）命が「以大命符」（一一1・6）「大命以符」（一一5、三一7）、「以大命宣」（一一3）「大命宣」（一一8）、「御命宣」

（一一2）と書出し、いずれも大（御）命の命令者を省略した書式をとることである。大命の主体は授受の当時者間では自明であったから、しいて命令主体を書く必要がなかった。つまり家令所官人が本主の命を奉じたのである。それに反し上記（一一2）木簡が吉備内親王大命と記すのは、奉じた官人が吉備内親王所屬でなかったことの何よりの証拠である。そしてこれとは逆に、一一1以下の大命木簡が宛所を書くのと対照的に、一一2木簡には宛所が省略してある。宛先を記さないのは、命令者すなわち吉備内親王のその居所宛だったからといってよい。一一2木簡に記名した家令所の本主は、吉備内親王ではなかったのである。これと関連して二品家令所が吉備内親王と結びつかないとみられる他の木簡を挙げよう。

・以大命符 □備内親王 縫幡様進上

・使文老末呂二月廿二日巳時稻粟 一—6

この木簡は稻粟を差出人として、大命を吉備内親王に宛てたものである。ところがあらたに公表された次の木簡内容によって、家扶稻粟は家從広足と連名してあらわれる。

・符 少書吏布廿四端下十四端者上遺句句益二 藏録二

・附葛野連千稲 家從広足
折櫃負筒速速上 十六日 家扶稻粟

三一4

家從広足は、一一26以下にみえ、一一29の從七位下石城村主広足にあててよい。また從七位下は二品家家從の相当位

階と一致する。してみれば家扶稲粟も二品家の家扶となり、一―6の稲粟も同一人物視して差しつかえないとすると、大命を吉備にあてた一―6木簡は、二品家令から発給したものであり、吉備内親王の家令所を二品相当とみなす根拠は、再度失われてしまうのである。

それでは二品家令所の本主に比定できる人物を、さらに木簡中の御所・内親王御所などの用語の点検によって、特定してみる。米飯支給先を書いた伝票木簡のなかに「御所進米」(一―89以下)と「内親王御所進米」(一―100以下)がある。御所も内親王御所も同一の場所・人物を意味するとも解読されるが、御所が内親王御所の略称とはいいがたい場合がある。内親王御所に「進御飯米」(一―101)といひ、他方「進大御飯米」(一―99)の用法があるからである。「大御食」(一―8)、「大御飯米」(一―64・99、三―64)は「大御物」(二―1)「専大(御)物」(一―69)などと特別な敬称語であり、一―8木簡の「大御食」は二品家令所からの請求であったといえよう。また御所と内親王御所に同日に米を支給した伝票(一―110と96)が残り、「御所進米」(一―89以下)の用法もあるが、長屋王家木簡に吉備内親王と記したものが二点(一―2・6)あって、内親王御所は吉備内親王の居所(人物)を指し、御所とは区別したのであるまいか。

しかし御所と内親王御所が別個だからといって、御所を長屋王に関係づけることはできない。給米木簡には支給元・分量・受取(持参)人・日付・支給責任者などを記載する。支給先が女である場合、米飯の受取人は男女ともあてがわれて、女も少くないが(渡辺晃宏「長屋王家木簡と二つの家政機関」『奈良古代史論集』二、真階社、平成三年)、あわせて支給先が男の場合、受取人が女である事例はまず見当たらないのに注目できる。ところが御所宛の給米木簡について、女の受取人が五点(一―98・96、三―57・59)ある。御所に居住し、御所とよばれた人物は、男であるとみなしえない。御所に住む内親王こそ、二品家令所の本主に比定するのが適切である。

さらに長屋王家木簡の一〇点(一―396以下)、左京三条二坊六坪の二点(奈良国立文化財研究所『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』昭和六十一年)に、北宮の記述がある。従来吉備内親王の宮と目されてきたが、藤原京時代、京内に宅地を支給されることなく(『書紀』持統五年十二月条)、香久山山麓にあった高市皇子宮(『万葉』卷二、一九九番)にたいし、北宮は平城遷都後、あらたに平城京内に造宮された後皇子尊宮で、その室御名部皇女が居住し経宮したのではないかと推定する(前掲拙稿)。北宮木簡はいずれも、外部からの貢進物付札にみえ、長屋王宅とよぶ、少

なくともこの四坪規模の一面の総称のようであり、その内
部に御所・内親王御所とそれらの家令所などを含む御名部
内親王・長屋王・吉備内親王以下の近親者が生活した一区
画なのであろう。上に述べた三位家令所本主は、すでに長
屋王であることが明らかである。

左京三条二坊の居住者として、これまで長屋王の母、御
名部内親王に着目することは、まったくなかったが、その
一つの背景には、おそらく関係の史料・所伝に乏しい事情
があげられよう。冒頭に記したとおり、『書紀』『統紀』に
各一か所と『万葉』巻一、七七番に短歌一首が収載された
にすぎない。薨伝さえ残っていない。天智・天武の子女三
一人のうち、没年不明は天武子の磯城皇子・紀皇子と天智
子の御名部皇女の三人だけである。磯城は持統期に失脚し
たらしい（直木孝次郎「忍壁皇子」『飛鳥奈良時代の研究』
塙書房、昭和五十年）。御名部の場合、元明の同母姉、高市
皇子の室という高い身分からみて、死没年記事さえ残さな
いのは、すこぶる異例に属し、子長屋王の「謀反」による
忌避が働いたとしか考えようがない。神龜五年の長屋王薨
願経が高市・御名部両人の供養のためなら、文武追善の和
銅五年願経の例から、さかのぼって養老末年薨じたとも推
測できる。

北宮に御名部・長屋らが居住したとなると、佐保の長屋

王宅はいかように位置づけられるであろうか。注目される
のは、『懷風藻』収載の詩篇のうち、新羅使を長屋王宅に招
じた宴遊の場での作が、一〇篇中、一篇を除いて秋日・初
秋であった点である。秋季に滞京した新羅使は、当面養老
三年五月―閏七月、同七年八月、神龜三年五月―七月の年
次が知られる。前稿で作者の位階を手がかりに養老三年次
を特定したが、貴族官人が自第で外国使に接応するのは、
執政大臣級で（『統紀』天平宝字三年正月条の大保Ⅱ右大
臣、宝龜十年五月条の右大臣）、やはり長屋王が右大臣・左
大臣となった養老五年以降とするのが穩当であらう。それ
に『万葉』巻八、一六三七・一六三八番の元正・聖武が長
屋王佐保宅に御したときの歌、

太上天皇の御製歌一首

はだすすき尾花逆葺き黒木もち

造れる室は万代までに

天皇の御製歌一首

あをによし奈良の山なる黒木もち

造れる室は座せど飽かぬかも

の二首は、黒木の樽材を賞嘆し、新室ことほきの出遊のさ
い作られたと推定される。佐保宅経営時期を左大臣と初秋
に着目し（小島憲之、日本古典文学大系『懷風藻』文華秀
麗集・本朝文粹』岩波書店、昭和三十九年）、さらに元正・

聖武の寿歌を加えて、神龜初年に措定したい。王は左大臣就任にともない、これまで佐保にあった菜園・別業（一一五）を左京三条宅とは別に整備、拡充して、佐保宅を造作したのではなからうか。三条宅と佐保宅とみるのでなく、以後二つの邸宅を構え、やがて佐保宅は七二〇年代末に廃絶し、三条宅は天平初年（第三期）中央内郭を中心に建築物の全面・部分建替えとなった（前掲『平城京長屋王邸宅と木簡』）。

三

七一〇年代左京三条二坊にあった長屋王宅は、ひろく北宮と総称された、平城京内における後皇子尊宮であって、高市の室御名部、嫡子長屋王と妻吉備内親王らが居住し、二品と推定される御名部と三位長屋の家令所が設定されたと述べてきた。邸内の構成員は、いくつかの区画に分かれて公私の生活を営んだにちがいないが、もちろん上記の人々にとどまるのではない。後皇子尊家の家産組織や政治・社会的活動を維持するための、多数の家令所職員、家令所下部組織の雑仕・技能者、種々の奉仕者・役夫などのほか、長屋王の近親者がいた。親族のなかで、とくに給米木簡の被支給者、すなわち日々少額の米飯を支給されたことに徴される、邸内の消費活動を共有したメンバーを次に

とり出すことにしたい。第一節でこれまで知られていた長屋王の配偶者・兄弟姉妹・子女に、さらにどれだけ追加できるかを調べてみる。

給米伝票木簡の支給先となった親族を大別すると、次の三グループとなる。

A 皇子・王子・王

B 若翁

C 大夫・大刀自

まずAグループのとくに皇子・王は、いうまでもなく律令用語の天皇の子、孫以下を指す。しかし長屋王家木簡には、文書木簡でさえ文体・用語に和文・和語を用い、漢語といっても和風に訓読したから、Aはいずれも和語ミコの漢字表記で、男女の別なく使用されて不都合はなかった（東野治之「長屋王家木簡の文体と用語」『万葉集研究』一八、塙書房、平成三年）。山形皇子（一一三）・山方（形）王子（一一四以下）・山形王（一一一）は、『続紀』天平十七年八月条「正三位山形女王薨、浄広壹高市皇子之女」にあたり、竹野皇子（一一一六）・竹野王子（一一一五以下）は、天平勝宝三年（七五二）正月従二位となった竹野女王のことになる。ほかに石川王（一一一〇八）・矢釣王（一一一四、三一九以下）・田持王（一一一四二）、坂合部皇子（三一八三）・坂合部王（二一四一）・粟田王子（二一四二）・額田部王（二一四四）がみ

え、粟田王子は、養老七年正月從四位下に初叙の粟田女王とつながり、長屋王の姉妹か女に比定できる(福原栄太郎「長屋王家形成についての基礎的考察」『続日本紀研究』二七七)。田持王は、給米の持参人が小□女とあるので、田持女王となる。『万葉』卷三、四一七番題詞の「河内王葬豊前国鏡山之時、手持女王作謠三首」の手持女王と結びつこう。河内王は持統八年四月賻物を賜わった前筑紫大宰で、持統八、九年当時の年齢からだけで判断すると、長屋王の姉となりうる人物である。Aグループは、続柄がたどれる場合、いずれも高市皇子の女、長屋王の姉妹の近親・世代にあたる。また本木簡のなかに門部王宮に布を支給した木簡(二一六)がある。門部王は第一節でとりあげた史料・系譜にみえないが、『薬師寺縁起』(長和四年一一〇一五、撰述)所引天武系世系のうち、建永二年(一一〇七)書写の醍醐寺本に、高市皇子の生三男に長屋王・鈴鹿王・門部王、長屋王生男に膳王・歎貴(桑田か)王・葛木王・鎔取王とあり、世系に引く年代記には、長屋王の子膳王・鎔取王・安宿王・黄文王・山背王・葛木王・紀上(女か)王をあげる(澤田浩「薬師寺縁起」所引天武系近親系図について)『国史学』一四二)。長屋王の弟門部王があらたに確認でき、木簡によると、北宮とは別の場所に居住したらしい。

これにたいし、Bグループの若翁は、圓(員)方(一)

123以下・三一85)・忍海(部)(一一130以下)・玠努(珍)(一一一1、三一156)・紀(一一24ほか)・林(一一一)・馬甘(一一96)・膳(二一45)・小治田(二一46)・太(一一125以下、三一84)・日下(三一87)がみえる。膳若翁と紀若翁は、長屋王と吉備内親王の第一子で神龜元年二月從四位下に初叙の膳夫王と、天平九年十月黄文王らと授位の紀女王を指している。両人とも右掲の『薬師寺縁起』に長屋王の子女として記されている。圓方若翁は、宝龜五年十二月正三位で薨じた圓方女王で長屋王の女である。玠努若翁は智努女王であって、『万葉』卷二〇、四四七七番の題詞に、「(天平勝宝八歳)智努女王卒後、圓方女王悲傷作歌一首」とあり、圓方女王の姉妹である可能性がよい。養老七年正月從四位下に授せられたのが当の智努女王とすると、神龜元年・天平九年叙從四位の膳夫王・圓方女王より年長となる。忍海(部)若翁は、『続紀』天平九年二月条から長屋王の女忍海(女)王とみてよい。

ほかに林・馬甘・小治田・太・日下の各若翁がみえ、長屋王との直接的な近親関係をうかがう史料はない。しかし膳・紀・圓方・玠努・忍海若翁は、長屋王の子女としてよく、小治田若翁・林若翁も、それぞれ天平四年正月、十五年五月、無位から從五位下を叙された小治田王・林王と推定される(寺崎保広「若翁」木簡小考)『奈良古代史論集』

二)。長屋王家木簡に限定すれば、若翁は邸内で養育された長屋王の子女中の若年者にたいする雅称であったといえる(寺崎保広、前掲論文、前掲拙稿)。

若翁は、『字鏡集』が翁にタフレヌと訓ずる点から、ワカミタフリの古語をあらわし、男女の若君を指す尊称とする説がある(東野治之、前掲論文)。これにたいしタフレヌは老人の精神状態の謂で、翁の訓タフレを若翁にあてるのは適当でなく、老翁(オキナ)の対語、若翁はワクゴ・ワカギミと訓ずべきではないかという(森田悌「北宮木簡」『東アジアの古代文化』六二二)。失考を恐れずに述べると、翁Ⅱタフレヌは、タブル・タハル・タハブル(『時代別国語大辞典』古代編、三省堂、昭和四十二年)と同類語で、喜び遊ぶ児戯に由来する古語とは解されないであろうか。若子の訓でもよいが、木簡に珍努若翁を智努若王(二一166)と書き、さらに二一84が習書風に「太若翁進」□「若翁公翁若翁」と記すのをみると、本訓はタフルであったにせよ、日常的にはワカミコあるいはワカキミとよんだとしてよからう。呼称対象の上限年齢は、智努女王や膳夫王の初叙時期から推定して、令制上婚嫁許容の男一五、女一三歳前後が、おおよその目安となる。同一人物でも、圓方女王のように木簡中に、圓方若翁といい、圓方皇子・員方王子とあるのは、年齢による呼称差を示すと思われる。

上記の馬甘・太・日下若翁は、他に関係史料がないとはいえ、長屋王の兄弟姉妹にまったく若翁称を用いていないから、長屋王にとつての若年層の子女を若翁(ワカキミ)とよび、それより年長の子女、さらに兄弟姉妹に皇子・王子・王(キミ)などを付した、とみることができる。既知の長屋王家の家族に、あらたに十数名が追加されることになった。

もう一つのCグループの夫人・大刀自については、石川(河)夫人(一一104以下、三一71以下)・石川大刀自(一一106、三一69以下)・安倍大刀自(一一110、三一68)がみえる。また石川嬪(三一73)がある。敬称、夫人あるいは嬪は、令制後宮職員としての天皇の夫人・嬪を想起させ、じつじつ石川夫人を天武夫人で蘇我赤兄の女、太蕤娘(比売)にあてることがある。たしかに同女は神龜元年七月に薨じたから、長屋王家木簡の使用期間に生存した。しかし邸内で生活し、日々升単位の米を支給された女と天武夫人がいかに結びつくか、説明されなくてはならない。木簡の夫人は、邸内通用語であった他のさまざまな敬称語、たとえば長屋親王宮・長屋皇子・御所・勅旨・大御食・大贄などと考えあわせて、やはり『紹運録』の長屋王の子、桑田王の母石川虫丸女にあてるのが、有力な一案であろう。石川大刀自・石川嬪は石川夫人と同一視してよい。安倍大刀自も

また、米半升・一升の支給をうけ、邸内に居住した長屋王の妾、安倍朝臣氏で賀茂女王の母とするのが、もつとも妥当である。

左京三条の邸内で生活を共有した長屋王家の人々は、和銅末から靈龜初年にかけて、母御名部内親王をはじめ、長屋王と室吉備内親王・石川氏・安倍氏、さらに長屋王の昆弟姉妹と子女、あわせて二十数名をくだらなかつた。その二〇年後の家族が『統紀』に記す長屋王・吉備内親王・膳夫王・桑田王・葛木王・鈞取王、その他の構成員であつた。

四

長屋王は、『万葉』に短歌五首を伝える。卷二、七五番、卷三、二六八番、三〇〇番、三〇一番、卷八、一五一七番である。そのうち三〇〇番は、「長屋王、駐馬寧樂山」作歌」で、

佐保過ぎて寧樂の手向に置く幣は

妹を目離れず相見しめとそ

とある。卷三、雑歌の部立の時代順排列上、二九五番の和銅元年から三〇六番の養老二年の間の作とみられている。

時代的にやや幅があつて、歌の内容からみると、佐保を過ぎて寧樂山に向つたという歌句が、平城遷都の前後を分ける時期区分の判断材料となる。「過ぎて」には他所から通過

すると遠ざかるとの意味があり（澤瀉久孝『万葉集注釈』三、中央公論社、昭和三十三年）、単に通過するとみても、さらに後にして遠ざかるとすればなおいっそう、佐保地への思念が無視できなくなる。そうみてよければ、遷都の和銅三年以後、平城京周辺の土地占有がはじまつた時期の作品とみなさざるをえなくなる。佐保から三条宅に薑を進上する木簡（一一五）があつて、長屋王家の菜園が和銅・靈龜年間すでに佐保に占有されたことが分かる。もちろん、当時左京三条には後皇子尊宮が経営され、長屋王一家が藤原の地から移り住んでいた。歌は寧樂山を越えようとして馬をとめ、佐保の地とその前方の三条宅を心中に描きながら、旅の手向けを捧げようとしたのであろう。

長屋王一家で、『万葉』に佐保を歌い込んだ人に、さらに長屋王の女と目される圓方女王（圓方若翁・圓方皇子）があげられる。卷二〇、四四七七番は、前述のように姉かと思われる智努女王（珍努女王・智努若王）が卒したさい、悲傷して作つた一首で、

夕霧に千鳥の鳴きし佐保路をば

荒らしやしてむ見るよしを無み

とある。天平勝宝八歳次のことで、すでに佐保宅は長屋王家から離れ、佐保路とも無縁な過去となった感慨を姉との死別に重ねて、歌に吐露したのであろう。珍努女王

は、享年五五歳ほどで、佐保宅の新造は一五歳のころと推測される。

この二人について検討を要するのは、長屋王木簡と『薬師寺縁起』によって確認できた、長屋王の弟、門部王と万葉歌をめぐる問題である。門部王を作者とする短歌五首が、『万葉』に収められていることは、すでによく知られているところである。(1)巻三、三一〇番、(2)三二六番。(3)三七一番、(4)巻四、五三六番、(5)巻六、一〇一三番である。ところが古代において、同姓同名、さらに皇親中にも同名の王は、けっして稀ではない。門部王については少なくとも二人の門部王が『統紀』にみえ、そのいずれとどの万葉歌が組み合わされるか、すでに議論がある。二王というのは、和銅三年正月無位から従五位下に叙された門部王(A)と、同六年正月無位から従四位下を叙された門部王(B)である。皇親の蔭位は親王の子が従四位下、王の子が従五位下の規定(選叙令)なので、初叙従四位下のBは親王の子、すなわち二世王となり、初叙従五位下のAは、一応二世王以下の子とみなされる。

はじめて門部王史料を組み分け、二人の門部王を呈示したのは、澤瀉久孝氏である。天武子、長親王の孫で高安王の弟のAは、和銅三年正月従五位下となり、伊勢守(按察使)・彈正尹を歴任して、天平十七年四月従四位上大藏卿で

卒した。五首のうち(2)に多少の疑義を残すが、(1)~(5)の作者と決定できる。Bは、和銅六年正月従四位下で出身し、刑部大判事・造頓宮司などを経て天平三年十二月従四位上治部卿とみえる(『門部王について』『万葉の作品と時代』岩波書店、昭和十六年。前掲『続日本紀 二』の注釈も基本的に澤瀉説を踏襲)。五首の作者をAとするのは、(1)(2)(3)(5)の左注に「後賜姓大原真人氏也」とあり、天平十一年四月大原真人姓を賜わった高安王の弟とし、(5)の題詞にみえる彈正尹は、天平九年十二月御原王が彈正尹に任じられ、Aの従四位下門部王が右京大夫となつたさいの前官職とみられるからである。また(3)(4)の出雲守は、Bが養老・神龜年間に刑部大判事・造頓宮司に任ぜられ、その間出雲守在任を想定するのが無理なのに反し、Aなら養老三年の伊勢守から天平六年の歌垣頭まで任官の記事がなく、出雲守を介在させるといふ。

これにたいし、黛弘道氏は次の二点で批判的である。第一は、(5)の彈正尹門部王は、Aとすれば彈正尹(従四位上相当)から右京大夫(正五位上相当)に任じて降格扱いとなり、Bとするのを妥当としたことである。また奈良時代彈正尹は二世王を任じることが多く、しかもBの門部王は天平九年中に病没したと推定した。第二はしたがって、五首ともAの門部王の作とはいいがたく、(5)の作者は二世王

であるBの門部王とした点である。そのため万葉歌人としての門部王もまたA・B二人いたことになる(『万葉歌人』門部王)小考』『上代文学論叢・論集上代文学』八、笠間書院、昭和五十二年)。

このうち、彈正尹門部王をAでなくBとすべきかどうか、相当位階の上下や彈正尹の補任者例からだけでは決しがたいものの、位階を記載しないため、澤瀉説がまったく動かせないものでもない。したがって、(5)の一首の作者を諸王の子Aとせず、二世孫Bとみなしうる余地は少くない。

(5)の左注の賜姓記事は、佐々木信綱編『校本万葉集』(岩波書店、昭和六年)を参照すると、写本によつては付きにくいことがある。いったい左注や題詞下注がいつ、どのように入書入れられたか、私には詮索しがたいところであるが、門部王五首がたとえ同一人の作であったとしても、注記は完備していないことになる。同じ人物とされる(3)と(4)の門部王について、(3)に問題の注はあつても、(4)にはいずれの写本とも注記を残していないようである。

(3)と(4)の門部王は、同一人物で出雲守在任中の作であろう。出雲守門部王は他見せず、史料上知られる他の出雲守との関連でBと仮定すれば、和銅末―靈龜初か、養老末―神龜初の出雲守在任が可能となる。他方、歌は養老末から神龜初の作とみられ、養老五年大判事に任ぜられたBにと

つて、時期的に無理なのをたいし、Aの場合、養老末―神龜初の出雲守が想定できるという(澤瀉久孝、前掲論文)。しかし巻三・四における(3)(4)の順序から作歌時期はしばらく、しかもB側からは出雲赴任を養老・神龜の交に挿入しうる時間幅が存在する(あるいは神龜三年―天平初年間もありうる)。門部王Bの出雲守は、必ずしも否定できないと思う。

(3)(4)の作者をB、つまり親王の子門部王としてよいなら、門部王を長屋王の弟に比定できる知見(澤田浩、前掲論文)によつて、巻三、三七一番と巻四、五三六番の作者は、長屋王弟であると推定できないであろうか。長屋王・鈴鹿王・門部王の初叙年次が慶雲元年・和銅三年・和銅六年と順次繰り下る。門部王が出身して家宅を営むころ、佐保宅はまだ未整備であつたが、出雲守着任当時具体化されつつあつた。その心像が(3)の「出雲守門部王、思_レ京歌一首」と題する、

飢宇の海の河原の千鳥汝が鳴けば

わが佐保河の思ほゆらくに

に投影されたと推察する。万葉作者の門部王二人のうち、Aは王の子(大原真人の姓を賜つた高安・桜井・門部王の系譜については、後考を要する)であり、いま一人のBが、高市皇子の子で長屋王の実弟であつたことは、ほぼ確

実であろう。A・Bの経歴をまとめると、次表のとおりである(表2)。下線の項が先行学説との相違点を示す。□五位上は『平城宮木簡』三二二八四九、天平六年従四位上治部卿は『東大寺要録』、出雲守(3)(4)は本文参照。

表2 門部王経歴記録

A	B
和銅3・正无→従五下	和銅6・正无→従四下
養老元・5従5下→従5上 養老3・7従5上→兼按察使 伊勢守 養老5・正従5上→正5下	養老5・6従4下→刑部大判 事 出雲守(3)(4) 神亀3・9従4下→造頼宮司
神亀元・2正5下→正5上 □5上 神亀5・5正5上→従4下	天平3・正従4下→従4上 天平3・12従4上治部卿 天平6 従4上治部卿
天平6・2従4下→歌垣頭	天平9・正彈正尹(5)
天平9・12従4下→右京大夫 天平11・4 →大原真人 天平14・4従4下→従4上 天平17・4従4上卒 大藏卿	

表の記載中、天平九年正月の彈正尹と(5)の一首は、Aの事績の可能性がある。また記入していないが、『家伝下』によると、門部王は六人部王・長田王などとともに風流侍従

と称せられた。この門部王がA・Bのいずれか、あるいは第三の門部王か、定かではない。またその時期に関して、文脈からは神亀五、六年ごろのようにも読めるが、列記された参議高卿は、中納言丹比県守以下、天平前期の地位を示すから、門部王はやくとも長屋王変後、風流侍従の役柄だったのであろう。天平六年二月、聖武が朱雀門に御して歌垣を観覧したとき、二四〇余人の男女・風流の官人みな交雑したとある。その歌垣が門部王・長田王であったという記事は見逃せなくなる。『家伝』の門部王は、おそらく天平六年歌垣頭となりえた風流侍従の人であった。歌垣当時階が従四位下とあるから、この門部王は、諸王の子の門部王となって、Aの欄内に記入されるのがふさわしい。ただし、『家伝』は風流侍従のほか、宿儒・文雅・方士とよばれた人々を列挙し、そのなかには六人部王・桜井王・紀朝臣清人・葛井連広成以下、『万葉』に歌を残した人々も少なくない。さらに越智直広江・背奈行文・箭集宿祢虫麻呂・塩屋連古麻呂(以上宿儒)・山田史御方・百済公倭麻呂(以上文雅)・吉田連宜(方士)など、『懷風藻』に詩作をとどめる文雅の人士がみえ、とくに行文・虫麻呂・古麻呂・御方・宜は、新羅使の招宴であれ、ほかであれ、長屋王の佐住宅で詩を作った。また長屋王の右大臣任官直後の養老五年正月、東宮首皇子に侍せしめた佐為王・伊部王・紀朝

臣男麻呂以下一六人のうち、佐為（狹井）王・山田史三方・紀朝臣清人・越智直広江・山口忌寸田主・樂浪（高丘連）河内・塩屋連古（吉）麻呂は『家伝』の風流侍従以下に名をつらね、三方・吉麻呂・刀利宣命は長屋王宅で漢詩を作った文人のなかにみえる。

門部王が長屋王をめぐる風雅の世界と交流する経験があったとすると、この門部王はBの長屋王弟門部王に擬することができることになろう。もっとも、そう考えると、再び歌垣頭との関連が説明されなくてはならず、天平六年時の従四位下つまりAの門部王との整合性がくずれてしまう。その場合、従四位下を従四位上の誤写（たとえば同記事の正四位下長田王は『三代実録』貞觀元年₁₁₈₅九、十月条に極位従四位上とある）として処理する最後の便法もあるが、そうまでするのは、明らかに行き過ぎて、風流侍従の門部王については、今後の検討をまつことにしたい。

他に万葉作者としての長屋王家の人々は、どのようであろうか、最後に試見を述べる。父高市皇子（卷二、一五六―一五八番）、母御名部皇女（卷一、七七番。和銅元年妹元明天皇に和し、同年までの生存がたしかめられる）、妹河内女王（卷一八、四〇五九番）・子膳王（卷六、九五四番）・女圓方女王（卷二〇、四四七七番、上掲）・賀茂女王（卷八、一六一三番）、近親者と思われる倉橋部女王（卷三、四

四一番）が挙げられる。同姓異人が少なくない時代であるから、安易に決めるべきでないが、この点を考慮したうえで、さらに列記すると、妹河内女王の歌につづく卷一八、四〇六〇番の作者、粟田女王で、左大臣橘卿宅での作というから、従四位時代のものである。木簡に粟田王子（二一四二）と書く、長屋王の妹であろうか。万葉作者と長屋王の近親者で共通名をもつ田持女王と田持王（一一二二）は、さきに田持王を長屋王の姉かとしたが、手持女王に卷三、四一七―四一九番の三首があり、境部王と坂合部王（二一四一）・坂合部皇子（三一八三）は、境部王の卷一六、三八三三番がみえる。境部王について題詞下の注は穂積親王の子といい、『紹運録』系図には長親王の子とする。断定は差しひかえねばならず、坂合部王をただちに『万葉』の一作者に仕立てるつもりはないが、この二説あるいは二人の所伝とは別に、しばらくもう一人、高市親王の子を加えておく。坂合部王は養老元年正月従四位下に叙されたから、長・穂積親王の生年がともに天武五年―朱鳥元年に推定されるのにたいし、高市親王のは白雉五年であった（青木和夫「天武天皇の諸皇子の序列」『日本律令国家論攷』岩波書店、平成四年）、父子間の年齢差も無視しがたい。『万葉』卷一七、三九二九番の左注に、詔に応じて歌を作った人々が列記され、その一人に林王があり、上に木簡の林若翁（一一一）

との対比を指摘した。ただし林王の歌は記録されず、漏失したとある。

推測を重ねたが、膨大な点数の長屋王家木簡の発見によって、後皇子尊を始祖とする長屋王家の構成員の幅が若干広がったのにともない、家族の家産制的組織・経営の実態の究明だけでなく、その文学的所業にも目を向けようとしたのである。執政大臣長屋王の文学的世界は、とりわけ『懐風藻』の詩作をつうじて論ぜられ、『万葉』とのかかわりは、どちらかといえば万葉歌人との交流・結託に主眼がおかれてきたようにも思える。小文では、長屋王家のいわば内在的な作歌表現とその文苑としての邸宅の所在をめぐって卑見を開陳した。あわせて作品理解にたいする歴史的事実をよりたしかにしようとしたささやかな試みに、ご叱正を賜わることができれば、望外の喜びである。

付記 平成四年五月十六日開催（於山口大学）の上代文学会大会における公開講演「長屋王とその一族」を改題し、文章化したものである。